

# 箕輪町建設工事等成績評定要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、箕輪町が発注する建設工事等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ確かな評定を行い、もって公共工事の品質確保及び請負業者等の指導育成に資することを目的とする。

## (評定の範囲)

第2条 評定の範囲は、箕輪町が発注する請負工事のうち、1件の最終請負金額（税込み）が1,000万円以上の建設工事等について行うものとする。ただし、次の各号に掲げる建設工事については、評定の対象外とする。なお、予算執行者が必要があると認める場合には、1,000万円未満の建設工事等についても、評定することができるものとする。

- (1) 公益法人等に随意契約で発注した工事
- (2) 現場管理・保守点検工事及びそれに類似した工事
- (3) 災害復旧工事等のうち、緊急工事・応急工事
- (4) その他、要領に基づく評定が困難または不適當な工事

## (評定者)

第3条 評定者は、工事担当課長、しゅん工検査員、工事担当係長等及び主務監督員とし、各評定者の定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) しゅん工検査員  
箕輪町財務規則第129条の規定により、予算執行者がしゅん工検査を行わせるために指定した職員とし、別に定めるものとする。
- (2) 工事担当課長  
工事の施工監督を担当する課の課長をいう。
- (3) 工事担当係長等  
工事の施工監督を担当する係の係長もしくは予算執行者の指定する職員をいう。
- (4) 主務監督員  
予算執行者が工事の箇所ごとに監督員として指定した職員をいう。但し、事業執行担当課から別の課等に工事設計・監督委託をしている場合には、委託先の担当職員を主務監督員として指定できるものとする。施工監理委託等を各種団体・設計会社に委託している場合は、補助監督員として指定し、評定について意見を求めることができるものとする。

## (評定の方法)

第4条 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正

かつ公平に評価するものとする。

- 2 評定は、工事成績採点表及び考査項目別運用表により行うものとする。
- 3 評定項目の「創意工夫」「社会性等」は当該工事における実施状況を考慮するものとする。
- 4 評定項目の「法令遵守等」は当該工事における状況を考慮するものとし、工事完了後において事実が生じた場合も対象とする。

(工事評定点)

第5条 工事評定点は、法令遵守等を除き、各評定者の評定点に表一1に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。

表一1 評定者別配分表

評定者	しゅん工 検査員	工事担当 課長	工事担当 係長等	主務監督員
配分率	0.4	0.2	0.4	

- 2 前項による評定点に法令遵守等を減じて評定点合計とする。
- 3 評定点の合計判定基準は下記のとおりとする。

ランク	評定点数	評価イメージ
A	80点以上	他の模範となるもの
B	75～80点未満	標準的な工事の中で優秀なもの
C	65～75点未満	標準
D	60～65点未満	今後改善すべき事項があるもの
E	60点未満	以後の指名に影響を及ぼす恐れのあるもの 不良工事

(評定の時期及び順序)

第6条 評定は、被評定工事がしゅん工検査に合格した後、すみやかに実施するものとする。

- 2 評定の順序は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 第1次評定 主務監督員・工事担当係長等
  - (2) 第2次評定 しゅん工検査員
  - (3) 第3次評定 工事担当課長

3 1件の工事について、同一次評定の評定者が2人以上ある場合は、評定者相互で協議のうえ評定するものとする。

(評定表の提出等)

第7条 各担当者は、しゅん工した工事における評定結果をまとめて箕輪町建設工事等成績評定委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

第8条 事務局は、しゅん工した工事における評定結果をまとめて、概ね半期ごとに工事成績結果一覧表を作成し、箕輪町建設工事等成績評定委員会に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第9条 事務局は、評定者から評定表等の提出があった場合は、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第10条 予算執行者は、前条の通知後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 事務局は、前項の修正が行われたときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第11条 前2条による通知を受理した者は、当該通知日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、予算執行者に対し、書面により、評定の内容についての説明を請求することができるものとする。

2 事務局は、前項による説明があったときは、各予算執行者に確認の上で、請負者に対して回答するものとする。

(再説明請求等)

第12条 第11条第2項の回答書を受理した者で、当該回答内容に不服のある者は、回答日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により、予算執行者に対して、再説明を請求することができる。

2 事務局は、前項による再説明の請求があったときは、各予算執行者に対して再説明内容について再度確認を行い、再説明請求者への回答を行うものとする。

3 事務局は、前項による回答を行う場合、箕輪町建設工事等成績評定委員会に意見を求めることができるものとする。

(その他)

第13条 事務局は、工事担当課等から依頼があったときには、しゅん工検査に同席し、工事成績評定実施にあたっての助言・支援を行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日以降に発注した工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

様式第1

〇〇工評第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 〇 〇 〇 〇 様

箕輪町長 白鳥政徳 印

### 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、箕輪町建設工事等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知日の翌日から起算して10日（「休日」を含まない。）以内に書面により、説明を請求することができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

- 1 工事名・箇所名 令和 〇 年度 〇〇〇 工事  
箕輪町 〇〇〇〇
- 2 工 期 令和 〇年 〇月 〇日～令和 〇年 〇月 〇日
- 3 しゅん工検査年月日 令和 〇年 〇月 〇日
- 4 評 定 点 〇 〇 点  
(4 修正評定点 〇 〇 点【評定点が修正された場合のみ】)
- 5 送付先及び問い合わせ先  
箕輪町建設工事等成績評定委員会事務局（企画振興課内）  
担 当 〇〇 〇〇  
TEL 0265-79-3111(代) 内線 〇〇〇

様式第2

〇〇工評第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 〇 〇 〇 〇 様

箕輪町長 白 鳥 政 徳 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に不服・疑義等があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答日の翌日から起算して10日（「休日」を含まない。）以内に書面により、再説明を請求することができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名・箇所名 令和 〇 年度 〇 工事  
箕輪町 〇〇〇

2 疑問に対する回答

3 送付先及び問い合わせ先

箕輪町建設工事等成績評定委員会事務局（企画振興課内）

担 当 〇〇 〇〇

TEL 0265-79-3111(代) 内線 〇〇〇〇

様式第3

〇〇工評第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 〇 〇 〇 〇 様

箕輪町長 白 鳥 政 徳 印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付で貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名・箇所名 令和 〇 年度 〇 工事  
箕輪町 〇〇

2 疑問に対する回答